

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、法人役員（評議員、理事、監事、評議員選任・解任委員会委員）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(業務の種類)

第2条 法人業務（人事、財務、経営管理）を行う理事。

- 2 理事会及び評議員会への出席。
- 3 監事による定期又は臨時監査。
- 4 行政機関による監査の立会。
- 5 評議員選任・解任委員会への出席
- 6 その他会議及び役員研修等への出席。

(支給額及び支給日)

第3条 支給額及び支給日は、次に定める。

種別	区分	支給額	支給日
役員報酬	法人業務（人事、財務、経営管理）を行う理事	500,000円/月額	毎月25日
費用弁償	評議員会、理事会及び評議員選任・解任委員会への出席	4,000円/ 1回	その都度
費用弁償	監事による定期又は臨時監査	4,000円/ 1回	その都度
費用弁償	行政機関による監査の立会	4,000円/ 1回	その都度
費用弁償	その他会議及び役員研修等への出席	4,000円/ 1回	その都度

- 2 前条第5項の場合で、法人の業務として旅行した場合は、「役員旅費規程」に準じた額の旅費を支給する。
- 3 評議員へ支払う報酬の年間支給総額は、定款第8条（評議員の報酬等）に定める年間支給総額84万円以下とする。

(改正)

第4条 この規程の改正は、評議員会の議決を得てから改正する。

附 則

- この規程は、平成20年11月1日から施行する。
この規程は、平成23年3月26日から施行する。
この規程は、平成28年12月8日から施行する。